

鳥取県告示第 246 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字坂原山360の7、360の10から360の12まで、360の15から360の19まで、360の23、360の24、361の1から361の13まで、361の15、362の1から362の8まで、362の10、362の15、字懸ヶ橋山567の1から567の7まで、字梅ノ木ノ向605の1、605の4、字荒田林606、字奥栗谷615の1から615の22まで、字石田林640、字樋ヶ谷山641、字東ヶ谷山654、655、字家ノ上エ林656、657の1、657の2、658の1、658の2、659、661の2、661の3、字上ミ川角谷山709、字梅ヶ谷山710、711、字勘兵衛山712の1、712の2、字重兵衛山713、字庄五郎山766の1、767の1、767の3、834、835の2から835の7まで、836、837、838の1から838の8まで、字奥山910の1、910の2、字吉渡山911の1、911の2、911の4（次の図に示す部分に限る。）、912の1から912の3まで、912の24、912の25、字下モ川西山913、914、字上ミ川東山1255の1、1255の4、下阿毘緑字立岩山1720の1、1720の2、印賀字池樋ヶ谷1880の1、1880の2、字焼ヶ山谷1881、字高入山1918、福寿実字虫尾山1345の1、1345の2、1345の97から1345の101まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）